

定 款

(2026年6月25日)

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は株式会社立花エレテックと称し、英文では
TACHIBANA ELETECH CO., LTD. と表示する

(目 的)

第 2 条 当社は下記の事業を営むことを目的とする

1. 各種電気機械器具、照明機械器具、通信機械器具、電子応用機械器具、医療機械器具、工作機械器具、事務機械器具、瓦斯器具並びにビル及び住宅関連製品、計量器、その他一般機械器具並びに部品の販売と産業機械器具並びに部品の製造及び販売
2. 合金、電気絶縁材料、高圧瓦斯並びにその容器の販売
3. 半導体素材、半導体素子、集積回路の販売
4. 電子計算機、制御・計測機器、防火・防犯等の防災機器、車両・航空・船舶等の輸送機器、油圧・空気圧機器、冷凍・空調設備機械器具並びに部品の販売
5. 前各号に関連するシステム設計、ソフトウェア開発の販売
6. プレス・粉末冶金用等の金型及び吊具・鎖等の金属製品、工業用・建築用及び家庭用の合成樹脂製品、各種電池並びに部品の販売
7. コンデンサー・プリント板機材等の電子部品及び材料、配線材料、電線、ケーブル、写真感光材料の販売
8. 茶、清涼飲料水及び植物油等の販売
9. 前各号に関連する輸出入業
10. コンピュータによる情報処理の受託及びサービス業
11. 古物営業
12. 労働者派遣事業
13. 電気工事、管工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、建築一式工事の請負
14. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保険法に基づく保険代理業
15. 不動産の賃貸と管理に関する業務
16. 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、96,000,000株とする

(単元株式数及び単元未満株券の不発行)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式及び新株予約権に関する取り扱い及び手数料並びに株主の権利行使に関連する事項に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする

(招集権者及び議長)

第14条 当会社の株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、10名以内とする

2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする

(取締役の選任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする

4 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする

(代表取締役の選定)

第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役3名以内を選定する

(役付取締役並びに顧問及び相談役)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる

2 取締役会は、その決議によって顧問及び相談役を定めることができる

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発する。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第30条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 社外取締役、社外の監査等委員である取締役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外の監査等委員である取締役との間に、同法第423条第1項の責任に関し、法令の定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる

第7章 計 算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする

(剰余金の配当等の決定機関)

第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする

2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる

(配当金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる

第8章 買収防衛策

(買収防衛策の導入等)

第37条 当社の買収防衛策の導入は、株主総会の決議によって定めるものとする

2 当社の買収防衛策の継続及び廃止は、取締役会のほか、株主総会の決議によって定めることができる

3 第1項及び前項における買収防衛策とは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして、不適切な者によって当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損されることを防止するために、当社の発行する株式等の大規模買付行為に関して、当該買付者等が遵守すべき手続き及び当該買付行為に対する対抗措置等をいう

(対抗措置等の決定機関)

第38条 当社の買収防衛策における対抗措置等は、前条に規定する買収防衛策が定める

手続きに従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議によって発動できる

- 2 前項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う

附則

(監査役の責任限定に関する経過措置)

第93回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む)が任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による

(電子提供措置等に関する経過措置等)

1. 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する

以 上